

報 伊 方 町

発行人 伊方町 編集 伊方町 印刷 伊方町

4月の税金 固定資産税 4月 納税日

町見局加入者の反対で いちじ流れた 電話局の統合

一町内に一電話局という方針により、全国的に電話局の統合をすすめています。これは、同じ町内に住みながら、電話は市外通話でなければ話ができないという不便をのぞこうと、新市町村建設促進法にうたいこまれてきているからです。町見局を伊方局に統合することも35年度に公社で計画することになり、一月十五日に九町で電話加入者を集め統合について説明し、賛否の意見を聞きまし。その結果集まった人々みんなの一致した意見で統合反対ということになり、統合の計画は一時お流れになりました。

統合すれば便利になる

局が統合すれば町見の加入者にどんな利があるか、公社のプリントからぬきがきしてみました。◎まず電話の維持費がある。七五〇円が八五〇円になり、〇円が四、四五〇円が五、〇〇〇円になり六、〇〇〇円があります。◎反面伊方は市内通話なる。同じ町内でありながら町見と伊方は市外通話であったのが市内通話になり、通話料はいらなく、相手が話中でなければ、すぐに話ができます。◎八幡浜は早く安くなる。八幡浜との通話は、即時通話になるので、市内通話と同じように、相手から話中でなければ、すぐに話ができ、しかも通話料金は六円安くなります。◎その他の局は……。その他の局では、三瓶・保内が即時通話になり、通話料金は、次のように高くなったたり安くなったたりします。瀬戸 10円高 磯津 10円安 二名津 5円高 宇和島 5円安 保内 4円高 三瓶 4円安 伊方局に統合されれば、伊方局になり町見の名前が

合併にはこりこり 反対の理由

合併にはこりこり 反対の理由 利害得失いろいろあるようです。町見の経済が八幡浜と密接な関係にあり、そして伊方局と合併して五年、年々伊方との交流があらゆる面ではげしくなっている現在、なぜ統合反対ということになったのでしうか。加入者の反対意見を聞いてみましょう。 「町村合併で伊方と合併して、町見は何一ついいことは無かつたもう合併はこりこりだ。」 「伊方と町見の合併は、対等合併であつたはずなのに、新町名は伊方町になった。電話局が統合されれば、伊方局になり町見の名前が

伊方局は八幡浜に統合

伊方局は八幡浜に統合 一方伊方局は、昭和36年度に、保内、三瓶と共に、八幡浜局に合併し、自動化されることになりました。この便に乗りおくれたら、伊方と八幡浜は市内通話、同じ町内の町見は市外と、みよんなことになつてしまふ。 伊方局は、加入者から積極的な要望がない限り、町見局の統合は

町見中バンド開きに 県警バンドが演奏

去年十二月、町内学校音楽会で初演奏をした、町見中学校音楽会バンドの、バンド開きが去る二月十八日、二見小学校講堂で開かれ、この日、午前中バンドと共に、九町小学校で一般公開演奏会を開きました。町見中バンドの構成は、クラリネット4、ホルン2、トランペット2、アルト2、トランペット1、ピッコロ1、小バス1、中バス1、小ダイコ1、大ダイコ1、計16となつています。(写真は、町見中バンドのバンド開きで演奏する県警バンド)



卒業前に 新校舎で授業

二見小学校三級室増築工事は、去る二月十三日完成し、二月十五日、議会の一見小増築特別委員会、町教育委員会、設計をした木曾建築士らが立ち合い受け取りを行いました。この新校舎は、ことし卒業する六年生に、一日でも使ってもらいたいというところから、新学期を待たず、使用開始されることになりました。この工費の財源は、特別地方交付税を特に増額してもらつたことになりました。



向部落に 簡易水道できる

九町向部落は、いまだ水道がなくて、共同井戸を飲料水などに使つていましたが、34年度事業で簡易水道を設けることになり、まもなく完成するはこびとなりました。水源は田の中に井戸を掘りましたが、一日三〇トンぐらいの水が得られる見込みで、向部落だけなら充分な水量だとされています。この水源は、地下水なので過剰の必要はなく、減雨だけが行なわれます。配水は、五月頃から始められる予定。写真は完成した配水池



伊方にも消防車 昇龍号

消防関係者にとっては、懸案のことであつた消防自動車は去る1月29日購入を終り、伊方町の消防機能も一段と機動力を増すことになりました。この消防自動車は、町長によつて、「昇龍号」と名付けられ、2月21日入式が行なわれました。翌22日午前2時43分、川永田の豚小屋から出火し昇龍号も早速かけつけ活躍しました。火事は、佐々木の醤油倉庫の一部を焼失し、同3時35分頃鎮火しました。



県道の舗装

町内県道の舗装工事は、昭和34年度分として、淡浦小中浦間の320mが実施されました。この舗装工事は、県道なので県工ですが、県自体は、工事費の5割を負担するに過ぎず、2割5分を県道に面する個人や部落などで負担することになっています。本年度県自体としては、ことしの続きとして小中浦中浦間を実施する計画だそうです。(写真は県道舗装工事中のスナップ)



自衛官募集

(昭和35年度第1次)

受付期間 3月1日~4月15日

採用予定 2等陸士 35年6月下旬
2等海士 35年8月中旬
2等空士 35年7月上旬

(一部10月)

応募資格 昭和10年6月2日から昭和17年6月1日までに生れた男子

くわしいことは役場の総務課へおたずね下さい

印鑑届けには 必ず保証人

四月にかわる印鑑条例

この四月から印鑑の登録や(印)印その印影の変化しやす
 証明の制度が主になります。
 その改正点の主な内容は、
 ◎印鑑登録を受ける者の範囲
 町内に住所があり、住民登録を
 している者に限られる。
 ◎印影の大きさ
 (4)印影の大きさが一辺の長さ二セ
 ミの正方形に収まらないもの
 なおこの各号に該当するもの
 で、現在登録されているもの
 は、二年以内に改印届を出さな
 ければならぬことになり、もし改印届
 をしない場合には印鑑簿から除
 かれます。

◎登録申請に保証人が必要
 ◎印鑑証明の請求は……
 本人が申請して申請す
 る場合は、本人の必要はなかったが、
 申請に記名捺印すれば、使者によ
 り、一人の保証人が必要となる。
 ◎印鑑をなくしたらすぐに
 廃止届を……

◎登録をしない印鑑
 ◎印鑑届けは、厳格になります
 証明は、登録してある印鑑と同じ
 ものでなければ、本人が出頭しなく
 ても証明することには手続きが固
 時化される訳です。また、登録して
 ある印鑑をなくしたときは、すぐ
 に廃止届けをし、事故を防ぐよう
 にして下さい。

◎印鑑をなくしたらすぐに
 廃止届を……



今町民各
 位の御協力と
 御理解により
 消防団輸車の
 購入を再申し
 高 正

お礼のことば

伊方町消防団長
重 岡 太 守
 購入財源といえし
 ては、五三万円の補助金
 一〇〇万円の助成をあ
 て一七〇万円で購入いたし
 たのであります。

- エンゼン 一〇五馬力
- 回車機 三三〇
- 中 兵 4メートル17
- 金 1メートル65
- 高 さ 1メートル85

火災に注意

あぶない子供の火遊び
 この1月と2月の間に、県
 下で早くも128件の火災が発生
 しております。
 昨年にくらべ、実に76件の増加
 になっているのです。その火災
 の原因を調べてみますと
 1 子供の火遊び
 2 たきぎの残り火の不始末
 3 たばこの吸いがら
 の類になっています。
 先日も河内部落で、子供の火遊
 びから、火災になろうとしたこと
 がありました。ひとごとでは
 ありません。子供の火遊びには、
 特に注意してください。

消防記念日
 昭和23年3月7日は、消防組織
 法が施行され、従来警察の中に
 あつた消防が分離独立し、自治
 体消防となり、国家消防庁がで
 きた日です。自治体消防発足後
 すでに12年を数えています。消防
 活動は、この間長足の進歩
 をとげており、消防では、この日
 を消防記念日に定めています。

「ち」は外科の分野 保険をきらう 秘伝売物のち専門医

「ち」は外科の分野
 秘伝売物のち専門医
 一 国 保 から

国民健康保険では
 被保険者がお医者
 を選ぶのは自由である
 だから保険医である
 かぎり自分の好きな
 お医者にかかれるし
 いやになれば転医も
 できる。
 しかし医者の中に
 は名医もあればヤ
 医者だと感心した
 かれるお医者もい
 る。これらのお医者
 が全部国民健康保
 険者には、自分の気
 にいった医者の診察を
 受けたいから問
 題は起らない。
 ところが(専)の専門医の中には、秘伝
 といわれる特殊な治療を売物にし、自由診療
 でなければいざだといって健康保険医になら
 ない人がいる。そこで被保険者がこれらの非
 保険医にかかろうとすれば、被保険者として
 の権利をすべて、自費で診療を受ける以外に
 方法がない。

ところが被保険者にしてみれば、保険料を
 納めているのだから患者代の半額は、保険の
 方から払戻すのが当然だといふ事になつて
 くる。
 とここで、健康保険で療養費の支給(自費
 で診療を受けて、あとから半額を現金で被保
 険者に支払う方法)ができるのは法律で
 つぎのように定められている。
 一、保険者が療養の給付を行なうことが困難
 であると認めるとき
 二、被保険者が療養の給付を行なう理由
 により、被保険者以外の医者にしかつたとき
 右の場合にのみ療養費の支給ができるので
 あるが、県内のはほとんど全部のお医者も県外
 でも一万人以上のお医者があるに過ぎないし

ている現在、普通の場合では療養費の支給は
 ほとんどあり得ないというのが現状である。
 字和島と松山に、ちのお医者で保険の取扱
 いをしない医者がいるが、ちは外科の分野
 として手術療法が一般に行われており、常
 的にみるも外科医の手におえない難病でもな
 さそうだ。
 だから特殊療法を売物にしている「ち」の専
 門医でなければどうしても治療が不可能だ
 という医学的な根拠はなさそうである(健康
 ニュースによる)。だから県内に有名な外科
 医がおおいのに、好んで保険医でないお
 医者の治療を受けた場合、療養費の支給はで
 きないといふことになる。
 保険医でない医者にしかつても必ず半額
 は戻してもらえるように考えている方があ
 りたら、保険医でない医者の治療を受けよ
 うとするときは、あらかじめ、保険医へ通
 信して療養費の支給があるかどうかを確かめ
 てからかかるよう注意して下さい。
 また骨折などで骨つぎ師の治療を受け
 るときは、必ず医師の証明書が同封が必
 要で、証明書も同意書もないときは、療養
 費の支給ができないから気をつけて下さい。



昭和35年2月1日現在伊方町の世帯数2,590戸 人口12,716人 (男6,372 女6,444)

出生(一月届分) 死亡(一月届分)

婚姻(一月届分)

農村病は「気がね」から
 わが国の農村病といえは、高血
 圧と胃腸病、神経痛などをあげる
 ことが多くなる。
 これらの病気が農村に多くに多
 いのは、農村の生活環境によるも
 のだとされている。
 激しい農作業や日常の周囲
 に対する「気がね」によつて
 この種の病気がひきおこされ
 る。高血圧や胃腸病なども食
 物の影響もあり、気がね、
 神経痛が、体内の機能に作用
 し、正常な働きを妨げさせる
 結果だと云われる。

はなしのたね
 いちばん病気の被害をうけて
 いる階層は、四人家庭で月収一万
 数千円以下の貧しい家庭で病人
 を多く出している。
 農山村では、三〜四千人以下
 の貧乏はと病人を出している。

編集後記
 二月二十日付の広報
 はいろいろの事情が重
 なつて休刊いたしました
 た。この欄を借りてお
 わび申し上げます。一
 面に電報局統合の問題
 を特集いたしました。
 町の一体性を確立して
 いく上で、あるいは、電話利用
 の上から考え、統合が流れたこ
 とは非常に残念なことです。
 電々公社としては、加入者が
 おおさんですから、加入者の意
 に従うことは無理のない話とし
 ても、この問題は、単に加入者
 だけの問題ではありません。
 統合が流れた、いきさつのある
 ましぐらには、一般町民の方々
 も知っておくべきでしょう。
 伊方町が八幡町に統合され
 るよりさらに、伊方、町民の統
 合がなされないことにはこんど
 こそほんとうに取り扱されてし
 まうのです。